

山梨県警察本部訓令第3号

山梨県警察総合相談室の設置及び運営に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月15日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察総合相談室の設置及び運営に関する訓令等の一部を改正する訓令
(山梨県警察総合相談室の設置及び運営に関する訓令の一部改正)

第1条 山梨県警察総合相談室の設置及び運営に関する訓令(平成2年山梨県警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

(山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令の一部改正)

第2条 山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令(平成19年山梨県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第12条中「山梨県教育委員会」を「山梨県(当該物件の発見された土地が中核市の区域内に存する場合にあっては、当該中核市)」に改める。

第39条中「交替」の次に「(一時的な交替の場合は除く。以下同じ。)」を加える。

第2号様式中「氏名又は名称 ㊟」を「氏名又は名称 」に改め、「「受領確認」欄に住所若しくは所在地を記載し、並びに氏名若しくは名称を記載し、及び押印し、又は署名して」、「、印鑑」及び「、代理人の印鑑」を削り、

住所 「住所
を に改める。

氏名 ㊟) 氏名)

第10号様式中「山梨県教育委員会教育長」を削る。

第14号様式中「印」を削る。

第19号様式及び第21号様式中「と印鑑」を削る。

第23号様式中「㊟」を削る。

(山梨県警察本部庁舎の管理に関する訓令の一部改正)

第3条 山梨県警察本部庁舎の管理に関する訓令(平成25年山梨県警察本部訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「印」を削る。

(山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の一部改正)

第4条 山梨県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令(昭和4

2年山梨県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「医師氏名 印」を「医師氏名 」に改める。

第3号様式中「㊟」を削り、第3号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

第4号様式中「㊟」を削り、第4号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第5号様式中「㊟」を削り、第5号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする

。

第6号様式中「㊟」を削り、第6号様式注を次のとおり改める。

注 ※印の欄には記入しないこと。

第7号様式中「㊟」を削り、第7号様式注を次のとおり改める。

注 ※印の欄には記入しないこと。

第8号様式中「㊟」を削り、第8号様式注を次のとおり改める。

注 ※印の欄には記入しないこと。

第9号様式中「㊟」を削り、第9号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第11号様式中「㊟」を削り、第11号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第12号様式中「㊟」を削り、第12号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第13号様式中「㊟」を削り、第13号様式注中2を削り、3を2とする。

第14号様式中「㊟」を削り、第14号様式注中3を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、第15号様式注中3を削る。

第17号様式中「㊟」を削り、第17号様式注中2を削り、3を2とする。

第20号様式中「㊟」を削り、第20号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第21号様式中「㊟」を削り、第21号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第23号様式中「㊟」を削り、第23号様式注中2を削り、3を2とする。

第24号様式中「㊟」を削り、第24号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第25号様式中「㊟」を削り、第25号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第27号様式中「㊟」を削り、第27号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第28号様式中「㊟」を削り、第28号様式注を次のとおり改める。

注 ※印の欄には記入しないこと。

第29号様式中「㊟」を削り、第29号様式注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第30号様式中「㊟」を削り、第30号様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(証明事務に関する訓令の一部改正)

第5条 証明事務に関する訓令(昭和46年山梨県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「法務省」を「出入国在留管理庁」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

(山梨県警察職員の服務に関する訓令の一部改正)

第6条 山梨県警察職員の服務に関する訓令(平成4年山梨県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第5号中「氏名 印」を「氏名」に、「示達者 印」を「示達者」に改める。

別記様式第6号の2中「印」を削る。

別記様式第7号中 「階級 職名 氏名 印」を「階級 職名 氏名」に、「示達者 印」を「示達者」に改める。

別記様式第7号の2及び別記様式第7号の3中「印」を削る。

別記様式第7号の4中 「請求者 所属..... 職・氏名..... 印」を「請求者 所属..... 職・氏名.....」に改める。

別記様式第7号の5から別記様式第7号の7までの規定中「印」を削る。

別記様式第7号の9中 「請求者 所属..... 職・氏名..... 印」を「請求者 所属..... 職・氏名.....」に改める。

別記様式第 8 号中 「階級 職名 氏名」 を 「階級 職名 氏名」 に、「示達者 印」 を 「示達者」 に改める。

別記様式第 9 号の 2 中 「㊟」 を削る。

(山梨県警察の処務に関する訓令の一部改正)

第 7 条 山梨県警察の処務に関する訓令（平成 4 年山梨県警察本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中 「印」 を 「確認」 に改める。

(山梨県警察秘密文書取扱いに関する訓令の一部改正)

第 8 条 山梨県警察秘密文書取扱いに関する訓令（平成 1 2 年山梨県警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式中 「印」 を削る。

(山梨県警察職員の特殊勤務手当の支給に関する訓令の一部改正)

第 9 条 山梨県警察職員の特殊勤務手当の支給に関する訓令（平成 1 5 年山梨県警察本部訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中 「任命権者」 を 「決裁者」 に、「印」 を 「確認」 に改める。

(山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令の一部改正)

第 1 0 条 山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令（平成 2 5 年山梨県警察本部訓令第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中 「所属長印」 を 「所属長確認」 に改める。

(山梨県警察護送に関する訓令の一部改正)

第 1 1 条 山梨県警察護送に関する訓令（昭和 3 3 年山梨県警察本部訓令第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中 「2 年」 を 「3 年」 に改める。

第 1 5 条第 3 項中 「第 1 2 条第 1 項第 6 号」 を 「第 1 2 条第 1 項第 5 号」 に改める。

。

第 1 号様式中 「印」 を削る。

(山梨県警察被留置者の留置に関する訓令の一部改正)

第 1 2 条 山梨県警察被留置者の留置に関する訓令（昭和 5 2 年山梨県警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中 「押（指）印」 を 「留置番号を記載」 に改め、同条第 6 項中 「から受領の押（指）印を受ける」 を 「に留置番号を記載させる」 に改め、同条第 7 項中 「同出納簿に受領の署名及び押（指）印を受けて」 を 「本人に同出納簿に留置番号を記載させて」 に改める。

第59条の2第1項中「上、押印又は指印させた」を削る。

第59条の5中「被留置者金品出納簿」を「本人に被留置者金品出納簿」に、「を記載させ、押印を求める」を「及び留置番号を記載させる」に改める。

第2号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

(犯人逮捕等に協力した者に対する特別報賞金給付規程の一部改正)

第13条 犯人逮捕等に協力した者に対する特別報賞金給付規程（昭和60年山梨県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「昭和」、「印」及び「印」を削る。

(山梨県警察職員懲戒等の取扱いに関する訓令の一部改正)

第14条 山梨県警察職員懲戒等の取扱いに関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第2号様式までの規定中「印」を削る。

第3号様式中「印」を削る。

第4号様式、第7号様式及び第8号様式中「印」を削る。

第9号様式注中「処分に」の次に「ついて」を加え、「処分のあったことを知った日」を「この通知を受けた日」に、「60日」を「3月」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

第10号様式中「印」を削る。

(山梨県警察職員の身上指導に関する訓令の一部改正)

第15条 山梨県警察職員の身上指導に関する訓令（平成26年山梨県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

(山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱いに関する訓令の一部改正)

第16条 山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱いに関する訓令（昭和56年山梨県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「猟銃・空気銃所持許可証等受領印簿」を「猟銃・空気銃所持許可証等交付簿」に改める。

第16条の3第6号中「技能講習修了証明書受領印簿」を「技能講習修了証明書交付簿」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第4号中「印」を削る。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第6号の2を次のように改める。

別記様式第7号の2及び別記様式第7号の4中「㊟」を削る。
別記様式第7号の5を次のように改める。

別記様式第10号中「山梨県公安員会」を「山梨県公安委員会」に改める。
別記様式第11号中「㊟」を削り、「発見者署名」を「発見者名」に改める。
別記様式第13号中「㊟」を削り、「所轄書」を「所轄署」に改める。
別記様式第15号中「㊟」を削る。

(山梨県警察航空機の運用等に関する訓令の一部改正)

第17条 山梨県警察航空機の運用等に関する訓令(昭和58年山梨県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

様式第9号から様式第11号までの規定中「㊟」を削る。

様式第12号中「㊟」及び「㊟」を削る。

(山梨県警察緊急配備等に関する訓令の一部改正)

第18条 山梨県警察緊急配備等に関する訓令(平成3年山梨県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「㊟」を削る。

(山梨県警察通信指令業務に関する訓令の一部改正)

第19条 山梨県警察通信指令業務に関する訓令(平成30年山梨県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削る。

(山梨県警察無線電話局の運用に関する訓令の一部改正)

第20条 山梨県警察無線電話局の運用に関する訓令(平成30年山梨県警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為に関する事実の調査に関する訓令の一部改正)

第21条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為に関する事実の調査に関する訓令(平成4年山梨県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第7号様式及び第8号様式中
「住所」を「住所」に改め
氏名 ㊟ 氏名

る。

(運転適性検査に関する訓令の一部改正)

第22条 運転適性検査に関する訓令(平成6年山梨県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「運転適性相談」を「安全運転相談」に改める。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第7号中「印」を削る。

(山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部改正)

第23条 山梨県警察における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年山梨県警察本部訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「押印」を削る。

第10号様式中 「」 を 「」 に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第9条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。